政　令

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年一月二十七日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第五号

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年二月一日とする。

財務大臣　菅　直人

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○法務省令第一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月二十七日

法務大臣　千葉　景子

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表仙台法務局の部古川支局の款同支局の項管轄区域欄中「大崎市」を「栗原市　大崎市」に改め、同部築館支局の款を削る。

別表名古屋法務局の部豊橋支局の款豊川出張所の項中「宝飯郡」を削る。

別表津地方法務局の部伊勢支局の款同支局の項中「鳥羽市」を「鳥羽市　志摩市」に改め、同款阿児出張所の項を削る。

別表大津地方法務局の部長浜支局の款同支局の項中「東浅井郡　伊香郡」を削る。

別表山口地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項中「阿武郡の内　阿東町」を削り、同部萩支局の款同支局の項中「阿武郡の内　阿武町」を「阿武郡」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「西新出張所」の下に「、粕屋出張所」を加え、同条第四項中「八幡出張所」を「直方支局及び八幡出張所」に改める。

第三十六条中「郡山支局」を「若松支局、郡山支局」に改め、「二本松出張所」の下に「、田島出張所」を加える。

第四十条中「及び西出張所」を「、西出張所、江別出張所及び恵庭出張所」に改める。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表仙台の項中「

築館
一

」を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一栗原人権擁護委員協議会の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十六条の改正規定　平成二十二年二月一日

二　第一条中別表仙台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定　平成二十二年二月十五日

三　第一条中津地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十八条第一項及び第四項の改正規定　平成二十二年二月二十二日

○財務省令第三号

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十三条第二項（同法第十九条及び第二十六条並びに国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第十一条第二項において準用する場合を含む。）を実施するため、国有財産の貸付料を口座振替により納付する場合における手続等に関する省令を次のように定める。

平成二十二年一月二十七日

財務大臣　菅　直人

国有財産の貸付料を口座振替により納付する場合における手続等に関する省令

（趣旨）

第一条　国有財産法（以下「法」という。）第二十三条第二項（法第十九条及び第二十六条並びに国有財産特別措置法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する方法（以下「口座振替」という。）による納付に関する手続等については、この省令に定めるところによる。

（用語の定義）

第二条　この省令において「各省各庁の長」とは、法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（口座振替の申出）

第三条　借受人は、貸付料を口座振替により納付しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することによって、その旨を各省各庁の長に申し出るものとする。

一　借受人の氏名又は名称及び住所又は所在地

二　預金口座又は貯金口座の番号及び名義人

三　預金又は貯金の種別

四　金融機関の店舗の名称

五　その他参考となるべき事項

（口座振替の申出の承認等）

第四条　各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当しない場合には口座振替の申出を承認する。

一　口座振替の申出を行った者（以下「申出人」という。）が当該貸付料を現に滞納している場合

二　口座振替の申出を行った後の貸付料の残りの納付回数が財務大臣が定める回数以下である場合

（口座振替の申出の承認等の通知）

第五条　各省各庁の長は、口座振替の申出を承認した場合は、その旨を申出人に通知する。

2　各省各庁の長は、口座振替の申出を承認しないこととした場合は、その理由を付してその旨を申出人に通知する。

（口座振替の申出に係る納付情報の送信）

第六条　各省各庁の長は、前条第一項の通知をしたときは、納付すべき貸付料の額その他必要な納付情報を、当該貸付料を納付しようとする者が預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付を委託した預金口座又は貯金口座のある金融機関に対し、電子情報処理組織を使用して送信するものとする。

2　災害その他やむを得ない理由により前項に定める納付情報を送信することができないと各省各庁の長が認める場合において、その理由がなくなったときは、直ちに、当該納付情報を送信するものとする。

（口座振替の取りやめの申出）

第七条　口座振替による貸付料の納付を行った者が、その後に到来する納付期限以降に納付すべき貸付料について口座振替による納付を行わないこととしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を、各省各庁の長に提出するものとする。

一　借受人の氏名又は名称及び住所又は所在地

二　預金口座又は貯金口座の番号及び名義人

三　預金又は貯金の種別

四　金融機関の店舗の名称

五　その他参考となるべき事項

（口座振替の申出の承認の取消し）

第八条　各省各庁の長は、承認に係る貸付料が預金又は貯金の不足により振替による納付がされなかったとき等事後の確実な納付が期待できないと認められる事由が生じた場合には、口座振替の申出の承認を取り消すことができる。